さぬき市社会福祉協議会広報紙広告掲載取扱要領

（広告の規格）

第１条　広告の規格等は、次のとおりとする。

（１）掲載位置　裏表紙下段

（２）大きさ　縦５ｃｍ×横９ｃｍのスペース２枠（同時掲載も可）

（３）色　　数　カラ―刷り

（４）発行回数　年間６回（偶数月の２０日発行）

（５）発行部数　市内全戸配布数及び関係団体等送付数

（広告掲載期間）

第２条　広告掲載期間は、年間６回の内、１回から６回までとする。

２　広告掲載発行号の発行日の１０日前までに社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会有料広告掲載事業に関する基本要綱に基づき、さぬき市社会福祉協議会有料広告掲載申込書（様式第１号）を会長に提出し、審査を受けなければならない。

（広告料）

第３条　広告料は、発行号１枠あたり１回７，０００円とする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第４条　広告の内容及びデザイン等については、原則として、申込時に提出した広告原稿を会長が審査を行い、広告主の了承を得て掲載するものとする。

２　広告の内容及びデザイン等は、発行号ごとに変更することができる。この場合において、発行日の１０日前までに広告原稿を会長に提出し、審査をうけなければならない。

（ホームページへの広告掲載）

第５条　さぬき市社会福祉協議会のホームページに掲載する広報紙ふれねっとＰＤＦ版には、広告掲載部分を削除するものとする。

（その他）

第６条　社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会有料広告掲載事業に関する基本要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

　　　この要領は、平成２５年２月２７日から施行する。

　　附　則

　　　この要領は、平成２９年４月　１日から施行する。